

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	店舗型性風俗特殊営業として規制される営業への「出会い系喫茶営業」の追加	
担当部局	警察庁生活安全局保安課	
評価実施時期	平成22年5月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>近年、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時的の性的好奇心を満たすための交際を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態を見てした面接の申込みを取り次ぐこと等により異性を紹介する営業(以下「出会い系喫茶営業」という。)が増加傾向にある。</p> <p>出会い系喫茶営業は、売春や児童買春等に結び付きやすく、善良の風俗、少年の健全な育成への悪影響が問題となっている。また、一時的の性的好奇心をそそるような文句を使った派手な広告宣伝が店舗の周辺に氾(はん)濫しているものがあるなど、清浄な風俗環境を著しく害している状況にある。</p> <p>現在のところ、出会い系喫茶営業は全国的な広がりは見せていないが、これまで、テレホンクラブ、出会い系サイト等に対する規制が設けられ、これらを利用した児童買春等が困難になっていると認められる中、今後、出会い系喫茶営業が一層児童買春等の温床として問題となるおそれがある。</p> <p>そこで、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持するとともに、少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、出会い系喫茶営業を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第6項第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業として規制の対象とする。</p> <p>これにより、出会い系喫茶営業を営む者に対し営業の届出義務を課するとともに、無届けの者が広告又は宣伝すること、営業禁止区域等において営業を営むこと、18歳未満の者を客として立ち入らせること等を禁止する。また、風営法に違反するなど一定の場合には、都道府県公安委員会は、営業の停止等を命ずることができることとする。</p>	
	法令の名称・関連条項とその内容	風営法第2条第6項第6号、第27条から第31条まで、第36条から第37条まで並びに風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和59年政令第319号)第5条及び第13条
想定される代替案	出会い系喫茶営業を営む者に対し、18歳未満の者を客として立ち入らせないこと、広告制限地域等において広告又は宣伝をしないこと等に努めなければならないという努力義務を課することとする。	
規制の費用	各要素の費用	
	(遵守費用)	出会い系喫茶営業を営む者に届出書の提出等の各種規制を遵守するための費用が発生する。
	(行政費用)	規制の趣旨を周知徹底するための広報活動等に係る費用が発生するほか、各種規制の遵守状況の把握及び違反行為の取締り等に係る費用が発生する。
(その他の社会的費用)	その他の社会的費用は想定されない。	
規制の便益	各要素の便益	
	各種規制、違反行為の取締り等により、出会い系喫茶の利用を契機とした児童買春等の発生が抑制されるなど、善良の風俗上の問題等の改善・防止が期待される。	
	出会い系喫茶営業を営む者に努力義務を課すにとどまることから、同営業に起因する善良の風俗上の問題等の改善・防止が十分に期待されない。	
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案では、出会い系喫茶営業を営む者が各種規制を遵守するための費用や各種規制の遵守状況の把握及び違法行為の取締り等に係る行政費用が発生するものの、出会い系喫茶営業に起因する善良の風俗上の問題等の改善・防止が期待される。また、当該費用は、善良の風俗上の問題等の改善・防止という便益に比して正当化される範囲のものであると考えられる。一方、代替案では、努力義務を守るための遵守費用や広報活動等に係る行政費用が発生するにもかかわらず、出会い系喫茶営業に起因する風俗上の問題等の改善・防止が十分に期待されない。したがって、改正案を選択することが妥当であると評価できる。	
有識者の見解その他関連事項	平成21年3月から、出会い系喫茶営業に対する規制の在り方、ラブホテル等営業の要件の見直し等について検討することを目的として「風俗行政研究会」(座長:前田雅英 首都大学東京法科大学院教授)が設置され、幅広く検討が行われ、同年7月に「出会い系喫茶及び類似ラブホテルに対する規制の在り方に関する提言」を取りまとめた。 今般の改正案については、当該提言の内容を反映させたものとなっている。	
レビューを行う時期又は条件	社会情勢に応じて必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。	
備考		